

長浜市告示第238号

長浜市公益使用車両に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱（平成26年長浜市告示第80号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市公益使用車両に対する軽自動車税減免取扱要綱

第1条中「。以下「条例」という。」、「。以下「規則」という。」及び「種別割」を削る。

第2条中「軽自動車税種別割の減免」を「軽自動車税の減免」に、「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第3条中「軽自動車税種別割減免承認通知書」を「軽自動車税減免承認通知書」に、「軽自動車税種別割減免不承認通知書」を「軽自動車税減免不承認通知書」に改める。

第4条中「軽自動車税種別割減免取消通知書」を「軽自動車税減免取消通知書」に改める。

第5条及び第6条中「種別割」を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

宛先（提出先）： 滋賀県長浜市長

様

軽自動車税減免申請書

長浜市税条例第89条第2項及び長浜市公益使用車両に対する軽自動車税減免取扱要綱第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり減免を申請します。

◆減免の申請者

納税義務者	住所 (所在地)	電話番号																		
	氏名 (名称)	個人番号 (法人番号)																		

◆減免を申請する理由（減免申請の種類）

記入欄

◆減免を受ける軽自動車等

車両情報	種別 及び用途				総排気量 又は定格出力	
	車両番号 (標識番号)	型式			最高出力	
	登録 年月日	原動機 型式			形状	
定置場					使用目的	

◆身体障害者等に係る情報等

障害者	住所	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ				
	氏名	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ		生年月日		
	障害者手帳 の番号				手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 戦傷病 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神保健
	障害の区分及 び等級(程度)				手帳の交付 年月日	
運転者	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ <input type="checkbox"/> 障害者に同じ			障害者との 関係	
	氏名	<input type="checkbox"/> 納税義務者に同じ <input type="checkbox"/> 障害者に同じ				

(備考)

<お問い合わせ先>

提出期限：

※必ず上記の期限までにご提出ください。

年度軽自動車税減免承認通知書

先に申請のありましたこのことについて、長浜市税条例第89条第1項第1号及び長浜市公益使用車両に対する軽自動車税減免取扱要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり減免します。

◆減免対象の納税義務者

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

◆減免対象の車両

車種	
車両番号 (標識番号)	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税額	円	減免税額	円
差引納付税額	円		

(根拠条例)

長浜市税条例第89条第1項第1号
長浜市公益使用車両に対する軽自動車税減免取扱要綱第3条

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として(訴訟において長浜市を代表する者は市長になります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

<お問い合わせ先>

様式第3号及び様式第4号中「種別割」を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。